



農業における災害防止について

奈良県最低賃金（時間額）

866円（R3.10.1発効）

脚立・はしごからの墜落・転落災害の防止

脚立・はしごが転倒しないよう対策を講じること。

できるだけ平らな場所で使用すること。

脚立の天板には立たないこと。

チェーンソー等の電動工具を持ったまま不安定な状態で作業しないこと。

墜落時保護用ヘルメットを着用すること。



チェーンソー・刈払機による接触防止

足元が安定した場所で使用すること。

作業するときは、墜落時保護用ヘルメット、保護メガネ、切創防止用保護衣、特に滑りやすい場所ではスパイク付き地下足袋のような滑り止め機能がある履物を使用すること。

他の場所へ移動するときは、少しの移動であっても面倒くさがらずに、こまめに機械の運転を停止すること。



転倒災害の防止 ～ STOP！転倒災害プロジェクト ～

作業場所、通路が安全に使用できる状態か確認し、障害物や溝、くぼみ、段差などがあれば、撤去や埋める、柵の設置、危険表示など対策を講じること。

作業内容に適した履物、特に滑りやすい場所では、スパイク付き地下足袋のような滑り止め機能がある履物を使用すること。

特に高齢者は身体機能が低下することから、例えば、段差の解消、ゆとりのある作業スピード、身体機能の低下を補う設備等の導入などに配慮すること。

農業機械・車両系建設機械による災害の防止

斜面からの横転・転落事故が多いので、特に機械の特性を踏まえて使用し、本来の用途以外の使用方法や能力を超えた使用を禁止すること。

墜落時保護用ヘルメットを着用すること。

農業機械を運転するときはシートベルトを着用すること。

車両系建設機械は、機体重量に応じて資格が必要であり、また、1年に一回、特定自主検査を実施すること。

